

# 令和7年度 京都市防災会議専門委員会 原子力部会 摘録

## 1 日 時

令和7年11月20日（木）午前10時～午前11時

## 2 場 所

京都市危機管理センター（京都市役所分庁舎4階）

## 3 出 席 者

名簿 参照

## 4 議 題

- (1) 京都市地域防災計画 原子力災害対策編の修正等について
- (2) 京都市における原子力災害対策の取組状況について

## 5 関連報告

大飯発電所の取組等について

## 6 議事内容

- (1) 京都市地域防災計画 原子力災害対策編の修正等について
- (2) 京都市における原子力災害対策の取組状況について

資料1、2及び別添1から別添5に基づき、事務局からの説明後、以下の質疑応答が行われた。

### （藤川委員）

環境放射線モニタリングの実施状況における、「放射性物質が検出されなかった」との記載について、不検出とは検出下限値を下回っていることを示しているため、検出下限値がいくらであるかについても記載していただきたい。

### （事務局）

別添4-1から4-4までの測定結果の詳細資料には、項目ごとに、検出下限値を示しているため、今後はより分かりやすい記載方法について工夫する。

### （三島部会長）

京都市における原子力災害対策を重点的に実施する対象地域はUPZのみであり、原子力災害時にUPZでは原則、屋内退避の対応になると認識しているが、屋内退避が必要となるUPZ地域の住民と、京都府北部から京都市内へ広域避難されてくる方の対応はどのようにされるのか。

### （事務局）

UPZ地域では、原子力災害発生時は原則屋内退避の対応をとるが、もしも避難指示が出た場合は、市内のUPZ外の地域に避難先を設定している。一方、京都府北部からの広域避難者については、PAZ地域からの予防的措置としての避難、及びUPZ地域からの緊急防護措置としての避難の二段階に分けて、市内に開設する複数の避難施設に分散して受け入れることとしている。そのため、毎年、避難受入対応の要員を選任し、研修を実施しており、市内の避難者と市外からの広域避難者について、同時に対応が可能な体制を取っている。

### (3) 大飯発電所の取組等について

資料3に基づいて、関西電力担当者から説明後、以下の質疑応答が行われた。

#### (石川委員)

使用済燃料対策ロードマップについて、これまで六ヶ所再処理工場の竣工が何度も延期されているが、更に延期された場合の対応については、どのように考えておられるのか。

#### (関西電力)

日本原燃の再処理工場は現在、新規制基準にかかる設計及び工事計画認可申請の審査中である。審査においては、技術基準の条文ごとにいつ説明するかについて、原子力規制庁と合意しながら計画的に審査が進むよう、その進捗管理がなされていることを確認している。また、発電炉での審査経験を有する当社のエキスパート社員約40名を日本原燃へ派遣し、審査対応を支援している。今後も、しっかりとサポートしていきたい。

#### (石川委員)

使用済燃料貯蔵量について、貯蔵量が最大となる2032年には管理容量のほぼ限界まで近づく見通しとの理解で間違いないか。

#### (関西電力)

御認識のとおり。使用済燃料対策ロードマップで示しているとおり、使用済MOX燃料の仏国への搬出等、六ヶ所再処理工場以外のあらゆる施策によって、使用済燃料の搬出を着実に進めていきたいと考えており、御理解賜りたい。

#### (三島部会長)

廃止措置に係る残存放射能調査に関連して、放射性廃棄物の今後の処分計画について状況を伺いたい。

#### (関西電力)

放射性廃棄物の処分量については、残存放射能調査の結果をもって現在、見直しを実施しているところ。最終的には放射性廃棄物は処分場へ、また、クリアランス廃棄物は一般産業廃棄物としてリサイクルを行うこととなるが、処分場の確保ができるまでは、解体を行いながら解体エリアに仮置きスペースを設けて、一時的に保管する。

#### (三島部会長)

金属材料のクリアランス廃棄物については、それらを活用し、溶かして新たな製品に再利用する会社が設立されたと聞いているが、そのような会社と連携して処理をされるのか。

#### (関西電力)

クリアランス廃棄物の集中処理を行う会社については、福井県敦賀市において、6、7年後の操業開始が計画されている。溶融クリアランスの活用は、処理の効率化を高めることができるものであり、当社としても最大限活用していきたいと考えている。また、それまでの間は、各発電所からクリアランスとして出せるものは出していきたいと考えている。

**(三島部会長)**

使用済燃料貯蔵量の推移見通しについて、2032年以降は搬出量が発生量を上回っているが、その理由としては、原子力発電所の長期運転の60年制限による運転停止の影響を見込んでいるのか。

**(関西電力)**

この頃の日本原燃六ヶ所再処理工場の再処理能力は年間800トンと想定されている。当社の割り当て量はそのうち約2割であるため、当社の年間発生量である約130トンを上回る搬出量を確保できる見通しである。

**(三島部会長)**

美浜発電所では地質調査が再開されたようだが、例えば、原子炉をリプレースするとした場合も、完成までは非常に長い期間が必要となることから、今後の長いスパンで見た場合の電力の安定供給と、その一方で、使用済燃料や放射性廃棄物の処理処分とのバランスについては、矛盾のないよう計画をたてていただきたい。

**(関西電力)**

美浜発電所に関しては、調査再開をもって原子炉のリプレースを決めたものではなく、ゼロカーボン社会の実現に向けて、長期的な視点に立って、検討のひとつとして調査を再開したところ。御指摘のとおり、使用済燃料の課題や電力の安定供給などについて、短期的な状況を踏まえながら、中長期の計画を立てる必要がある。現状、高浜1～4号機、美浜3号機は60年運転が認められているため、安全を確保し、活用を継続する一方で、使用済燃料については、サイクルが回るような取組をしっかりと考えていきたい。

**(三島部会長)**

使用済燃料や放射性廃棄物の処理処分、長期運転や新增設などの各課題については、立地自治体や周辺自治体の意見にも耳を傾け、理解を得ることが重要。引き続きよろしくお願ひしたい。

以上